

宮前区防災推進員設置要綱

(目的)

第1条 区民の防災意識の向上を図ること等を目的として、宮前区防災推進員（以下「防災推進員」という。）を設置する。

(防災推進員)

第2条 防災推進員は、宮前区の自主防災組織から推薦された者又は区長が適当と認めた者であって、次条に定める防災推進員養成研修を修了した者とする。

(養成研修及び登録証等)

第3条 区は、宮前区自主防災組織連絡協議会と連携し、防災推進員養成研修を実施する。

2 防災推進員養成研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の基礎知識
- (2) 川崎市の防災対策
- (3) 自主防災組織の活動
- (4) 防災推進員の役割
- (5) その他防災推進員の活動に必要な事項

3 区は、防災推進員養成研修を修了した防災推進員に対し、宮前区防災推進員登録証（第1号様式）を交付し、宮前区防災推進員登録台帳（第2号様式）に登録する。

(防災推進員の役割)

第4条 防災推進員は、登録された所属する自主防災組織において、次の役割を担う。

- (1) 防災意識の向上を図るための普及・啓発活動
- (2) 防災情報の普及・広報
- (3) 防災出前講座の活用
- (4) 防災訓練における助言・指導・支援
- (5) その他自主防災組織の実施する活動への助言・指導・支援

(区の役割)

第5条 区は、防災推進員に対して、適宜、防災行政に関する情報や防災資料の提供等必要な支援を行う。

2 区は、防災推進員相互の活動の情報共有等を図るため、宮前区防災推進員連絡会議を開催する。

3 区は、登録した防災推進員の情報を関係団体等に連絡する。

(自主防災組織の役割)

第6条 自主防災組織は、防災推進員の助言等について検討、協力し、防災推進員とともに、地域の防災活動の推進を図る。

2 自主防災組織は、災害の発生あるいは発生の恐れがある場合において、防災推進員を活用するものとする。

(その他)

第7条 その他、この要綱に定めのない事項については、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。